

本県最低賃金1004円

過去最大50円引き上げ

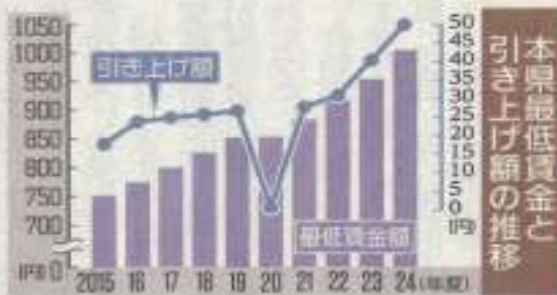
地方審答申

栃木地方最低賃金審議会(会長・杉田明子弁護士)は5日、2024年度の本県の最低賃金を1時間当たり50円(5・24%)引き上げ、1004円に改定するよう、栃木労働局の川口秀人局長に答申した。引き上げは21年連続で、賃金表示が現行方式となった02年以

降で引き上げ幅は最大となり初めて5%を超えた。異議申立期間を経て、10月1日から適用される予定。
(9面に関連記事)
最低賃金は、厚生労働省の中央最低賃金審議会が経済状況に応じて都道府県ごとにA-Cの三つに分け、目安額を示す。それを参考

に地方審議会が議論して決める。7月25日に示された引き上げ目安額は、全国一律50円だった。栃木地方最低賃金審議会は公益委員、労働者、使用者の代表委員各5人で構成され、そのうち各3人が計3回の専門部会で調査、審議した。出席者によると、労働者

側は「物価上昇に賃金の上昇が追い付いていない」と訴えた一方、使用者側は「消費者物価指数以上に企業物価指数は上昇している」「休廃業や倒産が増えている」などと主張した。引き上げ額は労働者側が51円、使用者側が49円まで歩み寄ったが意見の隔たり



があり、公益代表委員が50円の見解を提示。物価高騰や社会的な賃上げの動きを踏まえ、最終的には全会一致で50円に決まった。答申では、中小零細企業の継続的な賃金上昇のため

の価格転嫁の推進、社会保険料の企業負担の減免、社会保険料の負担を避けるため働く時間を抑える「年収の壁」への対策を求める要望も組み込まれた。

取材に対し労働者側の中島一実連合栃木副会長は「物価上昇によって生活が苦しい労働者が多く、目安の50円を上回らなかった。今後も戦略的な賃上げに取り組んでもらいたい」と述べた。使用者側の鈴木健治県経営者協会部長は「千円超は影響が大きい。受け入れづらい金額だが、主張すべきことは主張し要望を付帯決議に盛り込んだ」と語った。(上野貴晴)